

# 論文

ジャン＝リュック・ナンシーの「政治的裁判権」について

—「ヘーゲルの君主の裁判権」を読む—

安藤 歴\*

## On Jean-Luc Nancy's Idea of "Political Jurisdiction" in "The Jurisdiction of the Hegelian Monarch"

ANDO Reki

### 論文要旨

本稿は、ジャン＝リュック・ナンシーの「ヘーゲルの君主の裁判権」(1981)における「政治的裁判権」がいかなるものであるのかを明らかにし、それが問題とする事柄の輪郭を描くことを目的とする。普遍性と個別性の統一だとされるヘーゲルの君主の地位を問いの対象とすることで、ナンシーが「政治的裁判権」を法権利の「名づけ」として把握し、それを人民の複数的な発話として捉えなおそうとしていることを明らかにする。ナンシーによれば、そのような発話を通して国家とは異質な抵抗の政治空間が現れるのである。

**キーワード** ジャン＝リュック・ナンシー、ヘーゲル、君主、政治的なもの、裁判権

### Abstract

The purpose of this paper is to clarify the idea of "political jurisdiction" in Jean-Luc Nancy's "The Jurisdiction of the Hegelian Monarch" (1981) and to draw the contours of the matter in question. The author will show that Nancy grasps "the political jurisdiction" as a "naming" of legal rights and tries to open its possibility to be a pluralistic utterance of the people through a deconstructive reading of the unique position of Hegelian monarch, which is regarded as a unity of universality and individuality. According to Nancy, a political space of resistance that is heterogeneous against the state emerges through such utterance acts.

Keywords: Jean-Luc Nancy, Hegel, Monarch, The political, Jurisdiction

---

\* 大阪大学大学院 人間科学研究科博士後期課程 2 年 ; rekisnoreki1126@gmail.com

## 1. はじめに

本稿の目的は、ジャン＝リュック・ナンシーの「ヘーゲルの君主の裁判権」(1981)の読解およびその議論の再構成を通して、ナンシーの「政治的裁判権」がいかなるものであるのかを明らかにすることである。また、その読解によってナンシーが取り上げようとする問題系の輪郭を描くことを目的とする。

「ヘーゲルの君主の裁判権」は1981年にパリ高等師範学校で行われた「政治的なものをめぐる哲学研究センター」の研究会において発表された。この発表で、ナンシーはヘーゲル『法哲学』の君主論を中心的に取り上げ論じている。発表原稿は同年に出版された『政治的なものを賭けなোস』(1981)に収められている。

1980年代のフランスでは、ヘーゲルを全体主義の哲学者とみなす主張が広まっていたようである。フランスでは、ソビエト連邦の全体主義化とアレクサンドル・ソルジェニーツィンらによるその暴露を背景として、「新哲学派」と呼ばれる知識人らによる反全体主義的言説がもてはやされていた。全体主義と民主主義が対立させられ、それらの主張が自由民主主義や共和主義の擁護へとつながっていく社会の流れに、ナンシーは意識的であっただろう。ナンシーが現在まで「共産主義」の標語の下に思考を続ける立場を表明していることには、西欧の民主主義国家と結びついた反全体主義の立場とのずれを見て取ることができるだろう。

このような社会背景において、ヘーゲルの批判的読解から自身の基本的主張を取り出す作業を行っていた哲学者は多くはなかった。まして、ヘーゲルの悪名高い君主論が主題として取り上げられることはほとんどなかっただろう<sup>①</sup>。ヘーゲルは『法哲学』において、選挙によるのでない世襲に基づく立憲君主制を主張している。もちろん、その君主制は君主に絶対的権力を与えるようなものではなく、君主を国家の一機関として解釈するものである。君主は主観的精神の客観的精神における形態であり、あくまで社会制度として存在している。そのため、君主は国家内部の一要素であり、歯車の一部でしかないという解釈が可能であろう。そうであれば、世襲の君主制は国家制度を組み立てる上で選択されたものと考えられ、それが合理的なのか

非合理的なのかをめぐってその可否が議論されることとなろう。

これに対して、ナンシーは君主の地位は国家に付随する一機関であるだけではないと考えている。むしろ、君主が国家そのものを可能にする地位として想定されており、それが近代国家の政治空間および「全体主義」につながっていると考えるのである。ヘーゲルの君主は、保守的で全体主義的哲学者が国家制度に付け足したものではなく、ヘーゲルが基礎づけた国家というシステムの内的要請に対応しているのではないか。「ヘーゲルの君主の裁判権」におけるヘーゲル国家論の解釈に基づくならば、この国家の論理を説明することが全体主義を根本から思考することにつながるということがナンシーの問題意識として取り出せるであろう。

このヘーゲルの国家における君主の位置づけについて、ナンシーが取り出す概念が「政治的裁判権」(la *juridiction politique*)である<sup>(2)</sup>。「政治的裁判権」とは、国家を現実国家であらしめる「決定」の問題系の原型であり、ヘーゲル国家論の存立にかかわる中心的主題として考えられている。

ナンシーとヘーゲルの関係について最も包括的に論じた先行研究として、ナンシーのヘーゲル読解を彼の最初期の著作から追っていき、ヘーゲルの共同体論、国家論の独自の解釈がナンシーの共同存在論に引き継がれていることを論じた Channer (2017) がある。Channer は存在論に比重を置いてナンシーのヘーゲルの国家論と彼の共同体論の関係に着目しているが、当該論文の詳しい読解作業は行われていない。例えば、本論で取り上げる「政治的裁判権」がどのような問題構成において構想されているのかについての検討がなされないのである。西山 (2001) や Roupa (2005) は「政治的裁判権」の内容に踏み込んで検討をしており、本論でも適宜参照している。ただし、本稿ではそれらの先行研究では十分検討されていない論点を含めた上で、君主の位置づけと「政治的裁判権」の関係をより精緻に検討する。

本論では、「君主の地位」についてのナンシーの読解を概論する。第2章では、ヘーゲルの君主権に「政治的裁判権」を見出すナンシーの問題設定を確認する。次に第3章では、「統一そのもの」として定義される国家とその現実化というヘーゲルの問題設定を見ていく。第4章では、ヘーゲルの「契約」についての議論から、君主の個別性についてのナンシーの読解を再構成し、明確化する。第5章では、以上の議論を踏まえて、ナンシーがヘーゲルの君主に見出した「政治的裁判権」がどのようなものなのかを明らかにする。

その上で、ヘーゲルの「政治的裁判権」についてのナンシーの解釈が「政治的裁判権」の位置づけをいかにずらそうとしているのかを検討する。

## 2. ヘーゲルにおける裁判権の位置づけ

具体的な検討に入る前に、「ヘーゲルの君主の裁判権」(1981)でナンシーが何を問いの対象にしているのかを確認しておこう。

「ヘーゲルの君主の裁判権」でナンシーが注目するのは、哲学による法権利の基礎づけについてである。それは近代国家の基礎づけに関わるからであろう。プラトンの哲人政治論から続くように、ヨーロッパ思想の伝統においては政治と哲学を結び付けようとする試みが根強く残っている。政治術、つまり経験知や共同体を運営するための技術に長けた「政治家」が政治を担うだけでは十分ではなく、そこに政治の真理や本質を見抜く力を持った「哲学者」が加わらなければならない。哲学があるからこそ、あるべき政治が実現されるのだということである。このような政治と哲学の関係についての問題意識は本稿で扱うヘーゲルおよびヘーゲルのテキストを読むナンシーの思索においても中心的な主題となっている。

ナンシーが問題とするのは、(1) 国家という政治空間の成立構造であり、(2) 近代主権国家の哲学的知の問題系がいかなるものであるのかという論点である。この哲学的知と政治との関係がよく見て取ることができるのは、ヘーゲルの「思弁的国家論」である。ヘーゲルの『法哲学』は現実に存在する国家を歴史的起源や社会秩序の機能性から理解するのではなく、自由の理念の実現として哲学的に把握し、導き出すものである。この点で、ヘーゲルの思い描く政治は哲学の実現でもあるとされる<sup>(3)</sup>。ナンシーがヘーゲルの『法哲学』を取り上げる理由は、法権利を国家に結びつける哲学的基礎づけにある。国家を基礎づけるヘーゲルの哲学的論理を問い直すことがナンシーの課題であった<sup>(4)</sup>。

このような国家の哲学的な現実化を可能にする概念装置として注目されるのが、君主の地位である。ヘーゲルにおいて君主の地位は、国家の「全体」でありかつ「頂点」であるとされる(ヘーゲル 1967: 520)<sup>(5)</sup>。ナンシーはヘーゲルの『法哲学』の全体を視野に入れつつ、特にヘーゲルの君主の位置づ

けに着目する。ヘーゲルにおいて君主は単なる象徴としての役割でも国家機関であるだけでもない「君主の尊厳性」と描写される特異な地位を持っている。

この君主の位置づけと「裁判権」の関係について確認しておくべきことがある<sup>(6)</sup>。それは、ヘーゲルにおいて個別性に対応する裁判権の代わりに君主権が置かれているということである。カントは『人倫の形而上学』において立法権、執行権、裁判権を分ける上で、裁判権を実践理性の結論として判決を下すものと位置づけ、個別性に対応させた。カントにおいて、国家における3つの権力はそれぞれ固有の原理を持ち、相互に補完し、従属関係にあるが、並列されている<sup>(7)</sup>。国家の三権力の分立がなされ、互いに均衡を保っているとと言ってもよい。これに対して、ヘーゲルは、カントが個別性と位置づけた裁判権を君主権に置き換え、立法権、統治権、君主権と分ける。

具体的に言えばヘーゲルの三権は、立法府が法的基準を示し、官僚組織から成る行政機構がそれを個別的な事例に適用し、その形式的な決定を君主が行うというように区別されている。しかし、ヘーゲルにおいて君主権は国家の諸権力の第3の契機とはされない。実的には3つの権力がそれぞれ区別されるとしても、国家の概念的契機としては、君主権は立法権と執行権と同等の位置づけを持つのではなく、個別性という「概念の圏外」にあるものとされる（ヘーゲル 1967: 520）。具体的な国家制度のうちで三権は区別されているとしても、君主権は他の二権を統一しその内に含むという異質な位置づけを与えられているのである。

ナンシーはこのヘーゲル的君主権を「政治的裁判権」と呼んでいる。この「政治的裁判権」の具体的検討は続く章で行うこととして、ここではこの裁判権によって問題となる論点を確認しよう。

ヘーゲルにおいて、一般的な意味での裁判、つまり個別の事例における実定法や判例の適用とその正当性、整合性の判断は統治権が担うものである<sup>(8)</sup>。ヘーゲルは裁判権に独立した地位を与えておらず、国家官僚による統治の一部としている。では、なぜナンシーは君主権を政治的「裁判権」と呼ぶのだろうか。ナンシーは「裁判権」について次のように述べている。

「裁判権」という言葉は、決定する宣言というモチーフを含んでおり、近代の受容においては、法権利（あれこれの状況において判断する法権利および権力）

の現実的権力のモチーフを含んでいることから、私はこの分節化を政治的裁判権と呼ぼう。(Nancy1981: 53)

「政治的裁判権」の作用は、「決定する宣言」というモチーフや「法権利の現実的権力」というモチーフに関わる。この「決定する宣言」によって、法権利が現実的権力および現実の法秩序としての国家として成立する。君主に帰せられる「政治的裁判権」によって、国家の普遍的な法秩序が現実の社会制度として成り立つというのである。「政治的裁判権」は、抽象的な法権利を国家の主権権力において実現することである。

ナンシーが「政治的裁判権」を取り上げる際に立てる問いは次のようなものであった。

裁判的なものと政治的なものとのあいだでのこの最小限の節合、法権利の現実化の節合であるところの節合はどうなっているのか？(Nancy1981: 52)

ナンシーが君主権に見出す「政治的裁判権」とは、「法権利の現実化」であり、法的秩序の確立に関わる判断であると捉えられる。ナンシーはヘーゲルがその君主論において、現実の具体性に存する個別性と関わる「裁判的なもの」と法権利という普遍性に基づく国家に関わる「政治的なもの」を分割しつつ結合しているのだと捉えている。この分節を媒介と言い換えるならば、君主という媒介によって国家が実在を得るのである。

以上の議論から「政治的裁判権」の主題をまとめ直すと、次の三点が指摘できる<sup>9)</sup>。第一に、普遍的命題としての法権利と現実の個別性の媒介という点である。第二に、そのような媒介は「宣告」されることでなされるという点である。第三に、この媒介作用によって国家という法秩序が成り立つ。ナンシーはこの三つの論点を喚起するために、君主権を「政治的裁判権」と呼んでいるのであろう。ナンシーがヘーゲルを通して問題とするのは、「普遍性」(法権利の概念)と個別性(君主)の媒介という問題であり、法秩序としての国家の現実性を成立させる法の宣告という問題である。政治の本質として政治を可能にする条件であるところの「政治的なもの」を個別的な実在を包摂するような仕方で統一することが問題となる。

### 3. 「統一そのもの」としての国家とその現実化

#### 3.1 「統一そのもの」としての国家

次にヘーゲルにおける国家の内実をナンシーの議論を参照しながら確認しよう。

ヘーゲルの『法哲学』は第一部「抽象的法権利」、第二部「道徳」、第三部「倫理」という構成になっており、それぞれ個人の自由意志、他者の自由や権利の保障を義務として求める道徳的意志、自他の意志の葛藤を解消する倫理的生が論じられている。国家は第三部において、家族、市民社会の次に現れている。

ヘーゲルにおいて、国家は「倫理的理念の現実性」である（ヘーゲル 1967: 478.）。人間は個人としての主観的な意志や信念を持っているとともに、他者とともに客観的な社会構造の中で生きている。この主観的意識と客観的構造が統一されている秩序が「倫理」である。「倫理的理念の現実性」とは、倫理的関係が家族、市民社会を経て、国家に高まり、そこにおいて自由が実現されている状態を指す。人間の心理的世界と法権利の普遍的で客観的な世界が国家において統一されているのである。国家において、誰もが他者と関わりながら自由に生きることのできる社会的システムが十全なかたちであらわれるとされる。

これらの現実的倫理の形態は、それぞれ異なる規定を持っているが、一定の人間の集団をまとめる統一性である。家族はそれ自体が愛に基づく直接的統一性であり、ヘーゲルにとっては結婚という結合関係がその代表であろう。家族関係の拡大した市民社会は各人の特殊な欲求、必要性に基づく統一性である。市民社会は人々の必要性に対応した公的機関や企業から成っている。これに対して、国家は「統一そのもの」とであるとされる（ヘーゲル 1967: 480）。国家が「統一そのもの」とはどのようなことなのか。

国家と市民社会を対比して考えてみよう。ヘーゲルにとって、国家という統一の目的は、市民社会における個々人の利益や必要性であるのではない（ヘーゲル 1967: 480）。つまり、国家は単純に所有や人格的自由の安全と保護という機能的目的には還元されない。むしろ、国家はそれらの「特殊的利益」を可能にする「普遍的利益」とであるとされる。つまり、個々人の利益に

基づいて国家があるのではなく、国家という集団の全体性によって個々人の利益が保証される。

この点で、国家という全体の利益と個人の特殊な利益は一致する。国家という目的は、個人の目的に反するのではない。個人が主観的かつ客観的に自由であるのは、国家に属しその理念に従って生活することであり、国家の審級によってのみ個人の自由は実現する。国家は自由を理性的に実現するものであるとされ、その点で自由の根拠かつ目的であるとされる。このようにして、国家という目的と個人の目的とする利害は同じとなる。

「統一そのもの」は国家という目的であり、国家は現実の社会的結合関係の本質をなしている。ナンシーはこの「統一そのもの」を「関係の成就」と規定し、次のように述べている。

関係の成就とは、真なる主体性であり、ゆえに国家の真理とは主体性である。  
(Nancy 1981: 54)

「関係」(le rapport) とはさしあたり「社会関係」(le lien social) のことであると捉えておこう。また、「真理」とは、「概念」と「実在」が一致することである。「統一そのもの」であると定義されるヘーゲルの国家が法権利と国家システムの統一として、その内的原理において自己規定をするようになることが「成就」である。

この成就される国家は単なる社会組織ではなく、その社会組織を構造化する有機体としての主体性であるとされる (Nancy 1981: 55)。つまり、国家構造に社会関係を包摂し、組織立てる根拠が主体性である。ここで言う「主体性」とは、それ自体で存在する形而上学的実体であるとともに、それは自己自身としての意識を持った「主体」として現実的に存在しているものである。ヘーゲル的國家はそれ自体で現に存在し、それ自身を意識し、それ自身を目的とするような主体として存在している。

ヘーゲル的國家の主体性は、内的な部分を統一する全体性である。個人や社会組織といった部分が国家全体の一部になるとともに、国家全体がその部分には還元されないものとして現れる。国家はその内的システムに対応し、その内的システムを規定するシステム全体である。

國家の構成員はこの全体性としての國家との関係のもとで規定される。

国家は、国家精神との関係において諸個人を主体として組成する。諸個人、またその諸個人のあいだの集団的關係は国家との関係によって存在し規定されることになる。この点が私的な欲求と契約に基づく「欲求の体系」としての市民社会とその集団の「主体的真理」であるところの国家との違いである<sup>(10)</sup>。具体的には、個人または法人が法的な権利を持つ人格として公的に保障されるのは、国家によってであるということである。

成就された関係としての国家は集団そのものの主体を構成してもいる。つまり、国家は成員たる人民を集団的主体、つまり主権国家として成り立たせる。ナンシーはこのような国家を「国家－主体」(État-Sujet) であると捉えている (Nancy 1981: 84)。人民という集団と対応する国家が主体として現れることが想定されるのである。国家の「主体性の真理」とは、集団的主体性を可能にする国家の成立に関わる真理であり、集団的主体を国家として組成する主権の性格を意味する。

ここで問題となるのは、「主体性」と「政治空間」の関係である。筆者の整理するところでは、国家は政治的空間として現れてくる。国家は、その構成員を国家との関係において集団として成り立たせ、国家の内部に位置づける。つまり、自律的な機構を備えて政治的決定を行う単位として国家が成立し、その構成員はその国家に対応する「国民」として現れる。それと同時に、国家はその構成員に対応する全体、つまり主権国家として現れる。国家そのものの内的システムとして法的、経済的諸関係が構造化されるとともに、国家そのものがシステム全体として現れることで、政治という活動が成り立つ。このような統一的な政治空間が国家である。

### 3.2 国家の現実化

ところで、「統一そのもの」としての国家は目に見えるものでも、触ることができないものでもない。会ったこともない他者と自分が同じ集団の構成員であることは、経験から導き出せることではない。そのような集団性が存在することを意識するためには、それが実際に存在していることが確かめられなければならない。

国家は諸個人それぞれがどのような意識を持つのかに関係なく存在する。国家においては、存在しているかも知らない他者とさえも同じ国家に属するという集団的關係が結ばれる。国家の内部において社会システムが組織

化されるとしても、その社会組織と国家は同一視されない。国家は、構成員同士の具体的な認知の有無と無関係に、無意識的にも成立する集団的關係である。

ヘーゲルは国家が現実性であることを前提にして、その現実性を思弁的に証明するという議論の構成を取っている。ゆえに、概念的に国家の現実性は家族や市民社会の前提とされるにもかかわらず、『法哲学』における叙述は家族や市民社会を経て国家へという順序に進む。この叙述の中で国家の現実性が証明されるのである。

「統一そのもの」としての国家は抽象的な概念である。この点で、概念としての国家は「超越」として在ると言えるであろう。しかし、ヘーゲルにおいて概念は概念として普遍性にとどまっていることはできず、それが実は現実的であったことが証明されなければならない。国家は概念としてのみ存在することはできず、現実存在することで、自由という普遍性を実現する。国家は何らかの媒介によって実在と一致して成立していなければならないのである。

ナンシーのヘーゲル読解によると、この媒介は君主という現実の個体によってなされる。ナンシーはヘーゲルの君主の統一性が国家という超越を内在化していると考え（Nancy1981: 56）。これは、個別な一者である君主が国家という政治空間を現実の統一された関係として体現することである。君主と国家の関係は次のように言い表されている。

国家が真理であるならば、この真理の真理とは君主である。（Nancy1981: 55）

君主が国家の「真理の真理」であるとは、どういうことであろうか。これには、概念が現実化していなければならないというヘーゲルの前提する必然性に関わる。概念は現実化しなければならない、抽象的なものは具体的なものとならなければならない、といった必然性をナンシーはヘーゲルの哲学の根本として見出して「存在論的証明の論理」と呼んでいる。本稿では、この必然性を Roupa (2005) に倣って「現実化の論理」と呼ぼう<sup>(11)</sup>。つまり、概念的に把握された国家が現実的でもあることを証明する叙述過程を裏付ける論理である。

ナンシーはヘーゲルにおける「現実化の論理」を概念が現実の実在を規定

するという作用としては解釈していない。むしろ、ナンシーは概念がそれ自体の存立のために現実の实在を要請している点に力点を置いているように思われる。概念は対応する实在がなければ現実化することができない点で、現実の实在によって可能となっている。

この論理によれば、国家という概念を現実のものとして証明するためには、君主という実体が必要なのである。国家の客観性は、個別者としての君主の主観性において実現されなければならない。国家という概念は、「現実化の論理」という存在論的条件に基づいて、君主の主観性によって可能になるのである。国家が概念的かつ実在的に成り立つためには、君主という個体を必要とするのだ。この意味で、ヘーゲルにおいて国家はその構成員である諸個人を可能にする真理であるが、その真理が空虚とならないために、君主という個別の实在が国家を可能にするための真理となっている。

では、この国家の現実性であるとされる君主とはどのような実在であるのか。次節ではこの点を見ていこう。

## 4. 君主の個別性

### 4.1 君主の個別性：「無限の自己関係」

ヘーゲルの述べる君主の实在は何ら法権利の「固有性」や「質」としてあるのではなく、その「此性」であり、人格のうちにある「現存在」のことでありとされる（Nancy1981: 62）<sup>(12)</sup>。ヘーゲルにおいて君主の地位は、一人称としての君主が受肉するところの国家の内容に関わるのではなく、あくまでその現実的形式であるとされる。つまり、君主は具体的な権力を保持していることによりその地位にあるのではなく、国家が現実の個別的な人格に体现されているという「事実」そのものによって人民と法権利の力そのものであるとナンシーは捉える（Nancy1981: 63）。

このような君主の位置づけは、ヘーゲル国家論における君主の役割に見て取ることができる。君主は権力によってその地位にあるのではなく形式的なものでしかない。しかし、国家が君主を形式的に必要とする理由がある。それは、国家という客観的精神の現実化において、君主の個別性における「意志」という主観性が必要となるからである。国家は個々人の利害からで

はなく、全体の目的に基づく客観性であるが、そこには「意志」による決定が必要とされているのである。立憲君主制国家においては法律が客観性をなすが、その法律に「主体性」としての「われ意志す」を付け加えるのが、君主であるとされる（ヘーゲル 1967: 538）。このように君主は国家という客観性として意志する主観性であると位置づけられる。

このような国家への意志の付与は、君主という人格が立法や統治の機構において審議された具体的内容に自身の「名前」を書きこむ「署名」という行為となる。「署名」によって国家の主観的意志としての規定が客観性として現実化するのである（ヘーゲル 1967: 536）。ヘーゲルは、君主の形式化された「署名」に法秩序の成立を帰している。この点は「政治的裁判権」と関わる重要な論点であるが、次章で論じることとする。

ここで確認しておきたいのは、君主の实在としてナンシーが強調する「個別性」である。

君主の統一または統一性 — 君主の概念は何よりもまず *monos* によって規定されるのであるが — は統一の真理をなす。つまり、*Vereinigung* の *ein*、そして関係の現実的[*effectif*]成就、超越の内在をなす。（Nancy 1981: pp.56）

概念の「現存在」である君主の实在はその「個別性」にある。君主の实在はその「個別性」により集団的主体性を体現する主体であるとされる。言い換えるならば、君主の实在により国家は实在へと転換する、つまり「統一それ自体」が現実的人格の統一へと転化される（Nancy 1981: 60）。君主はその「個別性」によって、国家という普遍性を分割不可能な一なるものとして現実化させることができる。

君主の普遍的な「個別性」は、国家の構成員の特殊的な「個別性」とは異なる個別性である。君主は「個人」のように数え上げられるものではなく、国家の全体性をそのうちに含む個別的な存在なのである。「全体」かつ「一」とであるとされる君主は、単なる個人的なものには収まりきらない過剰である（Nancy 1981: 59）。では、ここで言われる君主の個別性はどのように捉えられるのか。

ヘーゲルは、君主が「端的に自身からはじめるもの」とであると定義している（ヘーゲル 1967: 197）。端的な自己規定は、無規定性と規定性の両契機の

統一であり、特殊性がそれ自身の内へ折り返されることで普遍性へと連れ戻される在り方であるとされる。つまり、無規定で抽象的な意志が個別性において自己意識となり、自己自身を規定し、自己を具体化するのである。ヘーゲルはこの自己規定された普遍性を君主における個別性であるとしている（ヘーゲル 1967: 197.）。君主の地位はそれ自体でそれ自体を規定するものであり、「無限の自己関係」だとされる。君主の「個別性」は、この「無限の自己関係」によって特徴づけられるのである。要するに、君主の個別性はそれ以上問うても仕方がないものであるということである。しかし、この君主の個別性こそが普遍性が現実に宿る場であるとされるのである。

#### 4.2 ヘーゲルにおける「所有」(la propriété/Eigentum) と「契約」(le contrat)

ナンシーはこのような自己関係の規定を『法の哲学』第一部の第一章「自分のものとしての所有」および第二章「契約」に見出していると考えられる<sup>13)</sup>。そこでヘーゲルは、個人における自己所有から出発して、契約に見いだされる所有の共同的な承認を経て、所有がそれ自体として成立するという議論を展開している。しかし、西山（2001）、Breckman（2008）らの先行研究では当該論文での契約と所有に関する論点が詳しく論及されておらず、そのため有機的の国家の統一にナンシーが見出している集団的主体による所有の完成という側面への批判が浮かび上がっていない。Roupa（2005）は所有について言及しているが、ヘーゲルの『法哲学』との関係が詳しく検討されていない。そこで、次に、ナンシーの契約と所有についての言及を重視し、このような所有の完成としてヘーゲル的国家形態が導出されることに対して、ナンシーが批判的読解を施しているという側面を論じていこう。以下ではヘーゲルの所有と契約に関する議論の要点を確認し、ナンシーの解釈につなげる。

ヘーゲルは契約が有効になるのは、自己関係として自己の人格（la personne）を所有する特殊な諸人格が、共通の意志によって相互の人格へ移りこむことによるのだとする（ヘーゲル 1967: 234）。契約は、(1) 個人の恣意から出発し、(2) 契約による同一的な意志は双方の側により定立された共通の意志であり、(3) 契約の対象はある個別の外面的な物件である、と規定される（ヘーゲル 1967: 276）。ヘーゲルは、このような契約によって「所有」

が完成すると論じている（ヘーゲル 1967: 275）。

ここでナンシーが注目するのは、契約においては、人格と自己を差異化することが第一の契機となるとされている点である。「人格は自己を自己から区別することによって他の人格にたいしてふるまう」（ヘーゲル 1967: 234.）とされるように、一個の人格が成立し、他の人格との契約関係に入るために、「自己の自己自身からの差異化」が前提とされている。ヘーゲル『法哲学』の重要な区別は人格と自己にあり、人格は自由な意志であるところの自己とは分離されている（ヘーゲル 1967: 238）。もちろん、この人格は「私の人格」として自己に所有されることがなければならない。人格としての自己が成立する以前に、言わば抽象的な自己と具体的な人格が分けられ、人格は自己の所有の対象とされる。ナンシーによるならば、ヘーゲルにおける自己とは、自己と人格のあいだの差異化としての自己関係であるのだ。

この「自己差異化」は、自己所有化につながっている。自己を差異化することは、「人格としての自己」を自己として所有することだからである。所有の主体としての個人が成立するのは、その個人において人格と自己が差異化されているからだということである。

だが、ヘーゲルにとって個人が所有の主体として存在しているだけでは所有は保障されない。所有の完成のためには、所有の共同性に関わる契約が必要となる。では、所有と契約の関係はいかなるものなのか。

ヘーゲルの所有論の肝は、所有は放棄によって完成するという点である。「自分のもの」としての所有は物件に対する意志の関係において規定される。意志と物件との関係は、肯定的である場合（「占有取得」であり、「これは私が所有している」という肯定判断にあたる）と否定的なものである場合（「使用」であり、「これを使い切ったので所有していない」という否定判断にあたる）がある。

だが、重要なのは、上のふたつの契機を統一する第3の契機、つまり「放棄ないし譲渡」（「私はこれを交換、譲渡、売買したので持っていない」という無限判断にあたる）である<sup>(14)</sup>。所有が固有に自己のものとして完成されるのは、それが外化され、物件の外面性として生産されることで、放棄されるものとなることによる。労働によって「自分が所有しているもの」を生み出し、それを他者に渡すことで所有しなくなることが「放棄または譲渡」と捉えればよい。生産物として生み出されることで、所有物は私と他者との

関係を媒介する所有物となる。

このような生産物において、自己の所有物は、他者の所有物になるという契機を保持し、また他者の所有物も自己の所有物になりうる契機を保持する。要は、自分のものと他者のものを分け、しかもそれらを互いに交換して自分の所有物でないものを自分の所有物とできるようになることで、自分の所有が他者にも承認されると言うことである。他者を介した「共通の意志」において所有は完成しているにとらえられる（ヘーゲル 1967: 274）。

以上の契約と所有に関する議論では、次の二点が重要である。第一に、所有及び契約関係は「自己差異化」による自己所有を前提とすることである。第二に所有は、所有物により媒介されることで完成する。「放棄ないし譲渡」される所有物に対する意志が共通することによって、所有が現実にも成立するのである。筆者の見るところでは、ナンシーのヘーゲル読解においては、君主の個別性が自己差異化の構図の内では捉えられるとともに、社会関係を媒介する所有物と捉えられている。次にこの点を明確化していこう。

### 4.3 国家、君主、人民

ナンシーの読解に基づく、ヘーゲルにおいて君主が自己関係として位置づけられているのは、国家が君主という自己関係を根拠として成立し、その自己関係から固有に規定されていることによる。

ヘーゲルにおいて、契約はそれ自体で一定の社会関係を規定するものであり、法権利につながるものである。しかし、契約が諸人格の関係として働き発展するのは市民社会においてであり、国家としてではない。つまり、契約関係は市民社会として成立するが、それが「統一それ自体」としての国家の成立を導くわけではない。この点はヘーゲルの社会契約論批判からも明らかである<sup>(15)</sup>。契約は、例えば諸個人の経済的な関係を成り立たせる上で有効であっても、法権利を実効的なものとする上では十分ではない。つまり、社会契約から国家を導出することはできないのである。

では、どのように国家は可能となるのか。ナンシーが提起するのは、ヘーゲルにおいて君主の地位が契約の前提となる自己差異化としての自己関係（自己所有）と同じ構図において捉えられるということである。ナンシーは次のように述べている。

契約は、再所有化という規則、いや、疎外された所有物の超所有化[*unsurappropriation*]という規則に基づいた、所有物の交換としての法権利の誕生の場である。(Nancy1981: 79-80)

ここで重要なのは、「再所有化」(*une réappropriation*)または「超所有化」の規則である。これは、契約において見られたように、自己のものではなくなることで、自己に固有なものとして所有することが可能になるという規則である。契約において前提となる「自己差異化」および「放棄または譲渡」がそうであるように、ヘーゲルの議論には分離または分割することによってそれを自己に固有なものとして取り戻すという構図が見て取れるのである。ナンシーはこれを「自己の外に向かうことで自己を所有する自己」の弁証法の働きであるとする(Nancy1981: 79)。

ナンシーはこの構図を国家、君主、人民の関係において考えている。ナンシーは、「人民は個人と同じくひとつの自己である」(Nancy1981: 82)と述べ、個人に見いだされる「自己差異化」(自己所有化)の構造が、人民においても見いだされることを示唆している。個人主体か集団的主体かの違いはあれど、その基本的構図は同じである。ヘーゲルにおいて、君主の人格が人民から分離されることで、人民が君主を媒介して自分たちを統一された主体として意識するのである。これは、君主が人民の「象徴的同一化」の場となると言い換えられよう<sup>(16)</sup>。つまり、人民という集合が統一された主体として自己を意識する媒介としての人格が君主である。君主とは、人民が自己を固有なものとして意識するという自己所有の媒介となっている。国家の個別性における実在としての君主は諸個人が共通して意志を差し向ける対象として、その諸個人の間を媒介する。君主は人民の所有物であり、「共通の意志」において国家を獲得し保持することであると考えられる。

ここには、国家という普遍性が君主という個別性に受肉し、人民と統一されるという過程も見いだされる。国家は普遍的なものであり、特殊な個人の意志とは独立している。国家は、特殊な個人に所有されえないのである。しかし、ヘーゲル的君主の地位は特殊な個人とは異なっている。君主という人格は国家という客観的構造に埋め込まれた主観性であり、徹底的に形式的である。君主は客観的に規定されており、特殊な利益を持たず、自己自身を固有なものとして所有しているわけでもない。君主は「絶対的に非一固

有」なものであり、「他の誰とでも交換可能な主体である」(Nancy1981: 83)。人民が君主の人格に国家の統一を見ることができるのは、特殊な意志によって規定されない君主の形式性によってである。国家を所有されたものとして示す上で、君主の人格は「自己」を所有していないからこそ、人民にとって無限の自己関係として現れるのである<sup>(17)</sup>。

以上の議論をまとめよう。君主は人民という集团的主体の人格であるとともに、共通の意志の対象とされる所有物である。国家は、人民の関係を媒介する君主の人格を通して人民と統一されるのであり、この所有物を通して国家の所有が完成する。国家は君主の人格を介して、主観的にも客観的にも統一された現実性として現れるのである。

ところで、ここには矛盾が見いだされるのではないだろうか。ヘーゲルは君主の個別性をそれ以上に根拠を問うても仕方のない「無限の自己関係」として位置づけ、それを「起源」または根拠としている。しかし同時に、君主は人民の人格であり、固有な自己を持たない人格＝所有物としても国家を体現している。ここには、所有されるものと所有するものが同時に見いだされる。

この無理を現実になり立たせているものが君主の「政治的裁判権」である。次にそれを見ていこう。

## 5. 政治的裁判権について

### 5.1 政治的裁判権

以上まで論じてきたことを前提としたうえで、論点として残っているのは、君主の人格というエージェンシー、その媒介作用がいかなるものなのか、という点である。ここで、君主権、つまり「政治的裁判権」が問題となる。

では、「政治的裁判権」とはどのようなものであろうか。ナンシーはヘーゲルの『法哲学』に、法権利が普遍的であるとともに個別的である、つまり現実的であることを宣言し、印づけることとして「政治的裁判権」を見出している。ナンシーは君主が「名前」を「署名」という側面を強調して、次のように述べている。

この意味で、君主の法一言[*la juri-diction*]は法権利の、つまり法権利としての統一の名づけそのものである (Nancy1981: 76)。

ここにおいて、「政治的裁判権」は「法」の「言」として、法権利そのものを現実化する「名指し」(*la nomination*)として特徴づけられている。つまり、ヘーゲルの君主の裁判権は、法権利に「名前」を与え、国家として仕上げることなのだ。ヘーゲルにおいて君主権は統治行為の内容に関わらない。君主は法律に対して署名を行い主体的意志を付与するだけである。言うなれば、国家という普遍性の現実性であるとされる君主の個性性は、「名前」にまで切り詰められているのである。しかし、ヘーゲルにおいて、この「名前」がなければ法権利が普遍的かつ個別的なものとして、国家の現実的統一をなすことができないものとされる (ヘーゲル 1967: 538)。国家の現実化とは、ここでは「名指し」であると捉えられる。

ここにおいて、君主は「言表行為の主体」(*le sujet de l'énonciation*)であるとともに、「言表の主体＝臣下」(*le sujet de l'énoncé*)であるとされる (Nancy1981: 78)。法を述べることは、君主の自己言及的な関係であるが、そこにおいて君主は自己を国家として述べる能動的な主体であるとともに、その言表された国家に従属する受動的な主体＝臣下でもある。君主は「私」と述べ、その名前を署名するだけである (Nancy1981: 86)。君主が書き込むのは、他人の名前ではなく、君主自身の名前である。しかし、この署名は君主の人格ではなく、国家の現実性を指し示すものとされるのである。君主は自分自身を指す名前を記すにもかかわらず、その指示された名前は君主自身を示すのではなく、国家(としての君主)を指し示すものとなるということである。この発話主体の位置づけには君主と国家を結びつけるヘーゲルの「政治的裁判権」の特徴が見いだされる。

「政治的裁判権」における君主の個性性の位置づけを確認しておこう。ナンシーによるならば、ヘーゲルは君主が「個別」であるという事実によって、「政治的裁判権」を君主のもとへ位置づけている (Nancy1981: 79)。ヘーゲルにおいて「法一言」という行為遂行は、一者によってなされることで、国家を統一されたものとして現実化することが可能となる。もし複数の君主が存在するならば、人民はそれぞれの君主において分断され、国家の統一は維持できないであろう。「名指し」の主体は個別的なものでなければならず、

それは複数の主体に発話されてはならないものとされているとナンシーは捉えている。ヘーゲルが君主の個別性を特別なものとして捉えているのは、国家の統一を君主ただひとりに帰するためである。

「政治的裁判権」は国家という法秩序のシステムを立ち上がらせる名づけであるという点で、政治の本質である「政治的なもの」を国家として現実化するものであると言うことができるだろう。この現実化がなされるためには、「名指し」の資格を持つ「陪審員」がただ一人であることによって、ただ一人を示す統一としてなされなければならないというわけである（Nancy1981: 78-79）。

## 5.2 「隔たり」の根拠化

以上まで、ナンシーのヘーゲル『法哲学』の読解を再構成してきた。それでは、ナンシーはヘーゲル的君主の「政治的裁判権」に対して、いかなる批判を行うのであろうか。ナンシーの批判点は、「現実化の論理」へと向けられている。

まず、ヘーゲルの「現実化の論理」を君主の個別性との関係で再確認しておこう<sup>(18)</sup>。ナンシーは、君主に顕されていることは、概念が現実化しなければならないという必然性とその本質的な実在の「これ」として生み出さなければならないという必然性であるとする（Nancy1981: 59）。君主は概念の現実化とその本質が「現」に存在しなければならないという二重の必然性の帰結であると捉えられている。これは、ヘーゲル的君主には国家の概念の現実性が見出されるとともに、君主は概念それ自体の外部にあるものであることを意味している。ヘーゲルは個別性を概念に内的なものであるとはとらえておらず、概念が包摂するべき外部であると考えているからだ。

このような人格と自己の分離において、「個別性」は二重化されている。この二重化とは、概念的に把握される「無限の自己関係」としての自己とその「現」としての「人格」という二重性である。本稿で論じてきた区別では、所有する自己と所有される人格としての規定に対応する二重性が君主の個別性に存している。ヘーゲルはこの二重性が君主の個別性においては統一されたものとして在ると考える。ヘーゲルは哲学的に把握される「自己」と物質的な実在である「人格」の統一を君主の固有な「名前」という形式性とその「名指し」という行為遂行に見出している。前節で論じた君主の言表行

為のレベルで言うならば、「言表行為の主体」であるとともに、「言表の主体＝臣下」であるという二重性が君主の個別性において一致させられているとも捉えられるだろう。

これに対して、ナンシーは「名前」を「署名」という行為が君主の自己言及的な行為としては成立しないことを論じている。「固有名」(le nom propre)として存在する君主の個別性は、君主のみに帰属するはずであるが、反復され、交換されうるものであり、排他的に固有ではありえない。ここにナンシーは、名前として反復され交換可能な君主の個別性とそれが主体性としての「無限の自己関係」という固有な地位であるとする規定の矛盾を見て取っている(Nancy1981:87)。ナンシーによるならば、ヘーゲルの論じる君主には固有であるとともに、固有でないという矛盾した規定が併存されているのである。

ここから、ナンシーはヘーゲルの君主の「無限の自己関係」に基づく個別性を「統一」や「一致」としてではなく、「分離」(隔たり)のうちにあるものとして捉えなおそうとする(Nancy1981:87)。ナンシーの読解では、ヘーゲルの君主が「名前」でありその「署名」であるとされることで、そのような地位が一者に固有なものではなく、誰かに独占させることができない非固有なものであることを示していると捉えられる。君主の名前(個別性)が示す国家の統一性は、それ自体で統一されたものではなく、むしろその統一の不可能性を指し示していると解釈されるのである。

ナンシーは君主の地位である「無限の自己関係」とは、「支配できない隔たり」(l'écart immaîtrisable)であるとする。自己を自己として所有するというヘーゲルが前提とする自己所有は、彼の国家論において君主の名前が一人によって繰り返し発話されるという事実によって虚構的に構築されているのであり、その背後には何もない「空虚」であるとされる。言わば、「関係のないという関係」が君主における「無限の自己関係」として根拠の地位に置かれるのである。これをナンシーは「無根拠の根拠」(le Grund de la Grundlosigkeit)化であると捉えている(Nancy1981:87)。

ナンシーは、君主の個別性と国家の普遍性が一致しえないと考えるのである。君主の個別性に具現された国家という普遍的秩序が君主の「無限な自己関係」という概念的規定を場としている限り、君主の個別性の裏面、つまりその実在としての「人格」が統一されないものとして残り続けるだろう。

具体的に言えば、君主という人物を国家の具現として想像することはできても、君主はある時点で生まれある時点で死ぬ物質的生でしかなく、法権利の普遍性、永遠性を担うことはできないということである。「支配できない隔たり」とは、概念的に把握される自己そのものと人格とのあいだをつなぎとめる関係の不完全さを述べたものであると捉えることができる。

ナンシーは「自己差異化」についてのヘーゲルの議論に自己関係という自己への回帰（一致）を見出すのではなく、「隔たり」という根源的差異を見出し、その差異を自己の再所有化という図式にはめ込む虚構作用を取り出していると言える。

ここには、ヘーゲルの哲学的知への批判があるであろう。ヘーゲルは、哲学のみが君主の地位を思考することが許されていると考えた（ヘーゲル1967:539）。「無限の理念」を思弁の対象とすることのできる哲学的知によるのみ、「現実化の論理」や無限の自己関係としての君主の地位が捉えられる（Nancy1981:85）。これに対して、ナンシーは人格の個別性の背後に「無限の自己関係」という「起源」を見出し、それと個別者の統一を証明しようとするヘーゲルの思考が、君主を通じた国家の現実的な統一の哲学的な虚構を行っていることを暴こうとしている。

ただし、ナンシーはヘーゲル的君主の地位を虚構であり、無意味な想定だと否定しようとしているのではない。むしろ、君主の地位に帰せられた「政治的裁判権」を君主から人民へ移して思考する可能性を探っている。この点を次節で見ていくことにしよう。

### 5.3 人民の声

逆説的なことだが、ナンシーはヘーゲル的君主の地位に「統一そのもの」としての有機的国家それ自体の解体の可能性があると述べる（Nancy1981:87）。それは、国家の現実化そのものであるとされる君主の地位そのものから、国家の統一性を可能にする論理の不可能が見いだされるからであろう。

ナンシーにとって、「政治的裁判権」は君主の個別性にのみ付与されるのではない。ヘーゲルは君主の個別性を強調するものの、その個別性は空虚につけられた名前でしかなく、反復され交換可能なものである。この名前の性質からして、君主の名前を通して流通し立ち上がる国家の統一性は不完全なものなのであった。

ナンシーにとって、ヘーゲルが前提とする発話者の個別性の必然性は、統一の現実化をなす「声」が単一であり、分有不可能であり、比類ないものであるとされることを意味する。君主の「政治的裁判権」は、ヘーゲルにおいてただひとり君主がその資格を持ち、その声を発するものとされる。

これに対して、ナンシーは、そこから「主体や有機体としての大文字の政治的なもの」の「本質的引き退き」への要請を見出そうとする (Nancy1981: 89)。つまり、「政治的裁判権」を統一の発話により「主体—国家」を現前させるものとしてではなく、むしろ国家的ではない政治空間の可能性を開くものとして構想しようとしている。それは、国家に統一されることのない人民の声の複数性との関連で構想されている。

この問いは、人民が一主体ではない限りでの、その声の一つの場所、一つの口により、それ自体から切り離され、別々に伝わる限りでの、「人民」の「声」の問いである。(Nancy1981: 89)

ナンシーは「法—言」(政治的裁判権)を、名前を述べる「声」の複数性に開かれたものとして解釈する。ヘーゲルは君主をその現前において国家的統一を自己所有する主体だと捉えた。この純粋に自己所有する地位としての君主を媒介として、人民が国家を所有する。このようにして、統一そのものとしての国家が人民と結びつけられる。しかし、ナンシーの読解に基づくならば、君主は固有な自己として在るのではなく、固有性が何もないからこそ、国家と人民を媒介する所有物として位置づけられているのである。ナンシーの論じるところに従えば、まさにこのような君主の位置づけから、「法—言」(裁判権)を担うのは君主に限定されないという解釈が可能になる。

ナンシーが示唆するのは、人民自身が「声」を発する可能性を肯定することである。ヘーゲルによって「不完全な統一」であるとされた人民がそれを担う可能性が見いだされるのである。違う場所で違う人々の口から発せられ、違う経路を経て浸透していくような「人民の声」が国家という政治空間とは異質な別の政治空間を生み出すのである。統一されえない人民の雑多な発話がひとつにはなりえないままに分有されることで、国家ではない抵抗の空間を生じさせるのだと言うことができるだろう。ナンシーはそのような発話を担う「人民」とそこで生じる政治空間の可能性を問うべきもの

として提示している。

## 6. 終わりに

本論では、ナンシーのヘーゲル論を再構成しつつ、彼が国家ではなく、それに抵抗する発話と政治空間の可能性を問いの対象として取り出していることを見てきた。ヘーゲルに見いだされる「政治的裁判権」は、君主という主体性を前提とすることで、「国家－主体」という政治空間に国家外的な要素を包摂するものだった。これに対して、ナンシーは「政治的裁判権」を一者に帰属させるのではなく、統一をなしえない「人民」によるその行使を肯定することを目指していると言うことができる。国家の有機的統一に対して、その内部に生じる異質な抵抗の契機を探ろうとする点に、ナンシー自身の全体主義批判を読み取ることも可能であろう。

ナンシーはヘーゲルの君主の読解を通して、ヘーゲルが否定した人民自身による「政治的裁判権」を自身が問うべき問題として打ち出した。ナンシーが「ヘーゲル的君主の裁判権」において君主の読解を進めてきた目的は、この問いを提示することにあっただけである。もちろん、ナンシーは問いを提示しているだけであり、ここでは積極的な応答を提示しているわけではない。ここで提示された問いへの具体的な応答は以後のナンシーの著作につながっていく。

ナンシーはこのヘーゲル論を「政治的なものの脱構築」というプロジェクトの一環として行っている。1980年代の政治社会的停滞とそれに伴う思想的停滞の中で、ナンシーが政治を新たに思考し直すために行っていた試みの一部である。この「政治的裁判権」についての考察を彼の「政治的なものの脱構築」プロジェクト全体の中に位置づけ評価する作業が今後の課題となる。

## 注

- (1) ただし、フランスのヘーゲル研究の権威となる Bernard Bourgeois はヘーゲルにおける君主論を単なる国家の付属物ではなく、主観的精神と客観的精神の媒介として評価する議論を提示している。Bourgeois (1992) に所収されている *Le prince hégélien* (E. Weil, K.-H. Ilting, E. Fleischmann, B. Bourgeois, J.-L. Gardies

(1979) , *Hegel et la Philosophie du Droit*, Paris: Presses universitaires de France.からの再録)を参照のこと。ナンシーはこの *Bourgeois* の論文から、彼の議論を着想していると思われる。ヘーゲルとナンシーの関係については以下の文献でそれぞれ論じられている。Channer (2017)、KERVEGAN (2004)、Lindberg (2009)、Nishiyama (2018)。

- (2) ナンシーのヘーゲル論を含む法論を展開して論じている文献として、批判法学の系譜に連なる Douzinas (2007a; 2007b) や Wall (2011) への影響が指摘できる。彼らは批判法学の立場から、「法」の「宣明」について他の思想家や哲学者たちとともにナンシーの法論を用いながら議論を進展させている。
- (3) ナンシーは、マルクスの「ヘーゲル法哲学批判」と「フォイエルバッハ批判」に言及している。マルクスがヘーゲルの法哲学批判において強調したことは、批判は哲学の外部でなされるのではなく、哲学そのものを実現することで、それを揚棄する実践へとつながらなければならないということだった (マルクス 1974: 81-87)。マルクスによると、ドイツの国家哲学と法哲学は観念的にドイツの従来の在り方を批判するものの、その現実的な批判に届いていなかった。哲学は思考の水準で実現されるだけでなく、現実に物質的な力とならなければならない。ここでマルクスが批判の対象としているヘーゲルの『法哲学』は単に思考されるだけのものであってはならず、「実践だけが解決手段であるような課題」を提起するものなのである。つまり、階級闘争や革命により解決されるものとなる。しかし、それでもそのような実践は哲学と独立しているのではなく、哲学を前提としている。ナンシーはマルクスの「フォイエルバッハ批判」における「社会的生が実践である」というテーゼを参照しながら次のように言う。「この意味で、政治的なもの問題は、政治的なものを出発点にして規定されるのではなく、実在についての形而上学的な問題、要件から規定される。」(Nancy 1981: 60-61)。形而上学的な知、つまり超越的なものについての哲学的な知が政治の本質である「政治的なもの」の前提となっており、両者を切り離すことはできない。ナンシーが試みる批判は政治における「超越」を哲学的に問い直すことである。ここには「政治的なものをめぐる哲学研究センター」で表明された「政治的なものと哲学的なものの本質的共属」というナンシーの基本的立場が「実践」との関係において示唆されている。これについては、Nancy and Lacoue-Labarthe (1981) を参照のこと。
- (4) ナンシーがヘーゲルの国家論を取り上げ論じた背景については、Breckman (2008) が1970年代からの反全体主義の言説と結びつけつつ簡潔に触れている。ナンシーが執筆していた当時にヘーゲルを全体主義的哲学者として捉える傾向が根強く残っていたことについて概説されている。ナンシーのヘーゲル論についての論文ではないが、現代思想における全体主義論を近代哲学までさかのぼりサーベイしながら、ナンシーの政治哲学について論じた文献として、Ingram (1988) がある。
- (5) 君主権の位置づけは、ヘーゲルにおいて一貫しているわけでもなく、また出版された『法哲学』のもととなった諸講義においても、テキストとして執筆された部分と講義で説明された注記の部分で論旨が異なることがあり、その異同が

問題となる。しかし、本稿ではナンシー自身がこの点を重視していないことから、検討はしないこととする。

- (6) ナンシーは 1977 年の論文 LAPSUS JUDICII において、哲学が裁判の地位を占めていることについて注意を向けている。哲学の裁判権は、哲学的言明が法権利そのものの言明となったということだと解釈できる。ナンシーは法権利の言明が「哲学的」言明によって「代用」され、哲学が裁判権を成すようになったと論じている。
- (7) カント (1979) : 454.
- (8) 堅田 (2017) : 164-165.
- (9) この論点の整理は、ナンシーの論点からヘーゲルの君主や法権利について論じた西山 (2001) を参考にした。
- (10) 市民社会と国家の違いは、「悟性国家」(または外面的国家、強制国家)と「理性国家」の違いでもある。市民社会では普遍性と特殊性が分裂しており「悟性国家」であるにとどまるが、この分裂は「理性国家」において統一される。しかし、本論文では「国家」という言葉で「理性国家」のことを指す。
- (11) Roupa (2005) : 412.
- (12) 堅田 (2017) の第 6 章「ヘーゲルの《点》、あるいは立憲君主制について」では、ヘーゲルの君主の地位が「点を打つこと」として分析されており、本論が分析するナンシーの議論と同じ主題が異なった切り口から扱われている。
- (13) ナンシーが「契約」に議論を移して「自己関係」を解釈していることについては、追加で説明が必要であろう。正確に言うならば、ナンシーは国家における君主という「無限の自己関係」について「契約」から解釈しているのであり、ヘーゲルの「自己関係」一般の規定について解釈しているのではない。しかし、ナンシーは契約における「自己関係」を国家における君主の「自己関係」として解釈しており、主観性の構造において両者が同じであるという前提を持っていると考えられる。筆者は、ナンシーがこの主観性の構造をヘーゲルの自己に関する論理一般に共通したものと想定していると考えている。
- (14) 高橋一行 (2014) の無限判断についての整理を参考にした。ヘーゲルにおける所有に関わる議論は、高橋一行 (2010; 2013; 2014) で繰り返し論じられている。彼はアントニオ・ネグリの非物質労働や知的所有の議論やスラヴォイ・ジジェクの無限判断の議論から、「コモン」を無限判断に基づいて解釈している。本論では論じられなかったが、ナンシーはヘーゲルの無限性の位置づけを有限性ととも論じており、この点は所有と無限判断を結びつけて論じる高橋の議論と結びついているように思われる。
- (15) ヘーゲルは個人の恣意に基づく契約からは理性の要求に基づいて現存在する国家は導かれないと論じている。
- (16) ただし、ナンシー自身は「象徴化」という概念は君主を表すのにふさわしくないとしている (Nancy 1981: 63)。君主はその「現実的現前」以外に何の内容も持っていないとされるからである。ナンシーは「何か」を象徴するのではない言わば浮遊したシニフィアンがいかなるものであるのかを問うことへと読者を誘っている。

- (17) ナンシーとフィリップ・ラクー＝ラバルトとの共著『政治的パニック』やそれに収録されている「ユダヤの民は夢を見ない」でも「非所有」は重要な主題とされている。
- (18) Roupa (2005) はこの「現実化」を中心的問題として「ヘーゲルの君主の裁判権」を論じている。彼はヘーゲル、そしてハイデガーの *Verwirklichung* の解釈を概観して、この現実化の論理と主体の関係について論じている。また、Devisch (2012: 45) では、「ヘーゲルの君主の裁判権」での問題設定が『無為の共同体』(1985) や『ヘーゲル：否定的なものの不安』(1997) でナンシーが行おうとしている「弁証法から逃れる」という試みにつながることを示唆されている。

## 参考文献

- 堅田 剛 2017『法の哲学』お茶の水書房。
- 加藤 尚武 1993『ヘーゲルの「法」哲学』青土社。
- カント、エマニュエル 1979「人倫の形而上学」『世界の名著 32』中央公論社。
- 高橋 一行 2010『所有論』お茶の水書房。
- 2013『知的所有論』お茶の水書房。
- 2014『他者の所有』お茶の水書房。
- 西山 雄二 2001「ヘーゲル『法哲学』における君主制：ジャン＝リュック・ナンシーの思想を参照しながら」一橋研究 26(2) 69-92。
- ヘーゲル、G.W.F. 1967『世界の名著 44 ヘーゲル』藤野渉・赤澤正敏訳、中央公論社。  
( *Principes de la philosophie du droit*. Translated by André Kaan, Gallimard : Paris, 1940.)
- マルクス、カール 1974『ユダヤ人問題によせて・ヘーゲル法哲学批判序説』城塚登訳、岩波書店。
- ローゼンツヴァイク、フランク 2015『ヘーゲルと国家』村岡晋一・橋本由美子訳、作品社。
- Bourgeois, Bernard. 1992. *Études hégéliennes. Raison et decision*. Paris: Presses universitaires de France.
- Breckman, Warren. 2008. The Return of The King: Hegelianism and post-Marxism in Zizek and Nancy. In Warren Breckman, Peter E. Gordon, A. Dirk Moses, Samuel Moyn and Elliot Neaman(ed.). *The Modernist Imagination: Intellectual History and Critical Theory*. Berghahn Books. pp.117-136.
- Channer, Leda Richarda Walnut. 2017. *Nancy and Hegel: Philosophies of Community, Singularity and Relational Being*. Manchester Metropolitan University, Doctoral Thesis.
- Devisch, Ignaas. 2012. *Jean-Luc Nancy and the Question of the Community*. Bloombury Press: London.
- Douzinas, Costas. 2007a. The Metaphysics of Jurisdiction. In Shaun McVeigh(ed.).

- Jurisprudence of Jurisdiction*. Routledge: London. pp.
- . 2007b. *Human Rights and Empire: The political philosophy of cosmopolitanism*. Routledge: London.
- Ingram, David. 1988. The Retreat of the Political in the Modern Age: Jean-Luc Nancy on Totalitarianism and Community. *Research in Phenomenology* 18: 93-124.
- Kervegan, Jean-François. 2004. Un Hegelianisme Sans Profondeur, In F. Guibal et J.-C. Martin(ed.). *Sens en tous sens. Autour des travaux de Jean-Luc Nancy*. pp.25-37. Galilée : Paris.
- Lindberg, Susanna. 2009. L'inquietant Hegel de Nancy, *Europe* 960 : 262-268.
- Nancy, Jean-Luc. 1981. La juridiction du monarque hegelien. *Rejouer le politique*. Galilee : Paris.
- . 1983. *L'imperative categorique*. Flammarion.
- Nancy, Jean-Luc and Lacoue-Labarthe, Philippe, eds. 1983. *Le Retrait du politique*. Galilée : Paris.
- . eds. 1981. *Le Retrait du politique*. Galilée : Paris.
- Nishiyama, Yuji. 2018. L'adresse de l'entre-nous : l'interprétation plastique de Hegel chez Jean-Luc Nancy. *Les Cahiers philosophiques de Strasbourg* 42, mis en ligne le 03 décembre 2018, consulté le 20 avril 2019. <http://journals.openedition.org/cps/376> (2020年8月20日最終閲覧)
- Roupa, Vicky. 2005. On Politics as Effectuation: Jean-Luc Nancy's Encounter with the Hegelian Monarch. *Journal For Cultural Research* 9(4): 405-420. <https://doi.org/10.1080/14797580500252613> (2020年8月20日最終閲覧)
- Roussel, D. 2017. Passivité, paresse et action : de la philosophie du droit de Hegel à la philosophie première de Jean-Luc Nancy. *Laval théologique et philosophique*, 73(3) : 345–359. <https://doi.org/10.7202/1044564ar> (2020年9月5日最終閲覧)
- Wall, Illan rua. 2011. *Human Rights and Constituent Power: Without model or warranty*, Routledge: London.